

# 仕 様 書

## 第1 総則

- 1 受注者は仕様書別紙1の車両について、道路運送車両法に定める定期点検基準に基づく車両の整備及び定期点検、その他発注者又は契約書第9条第1項に定める発注者の指定した職員（以下「発注職員」という。）の指示する作業を行うものとする。
- 2 本業務の実施に際しては、関係法令に定めるところのほか、本仕様書に定めるところにより実施するものとし、本仕様書に定めがない事項は、発注職員と協議により定めるものとする。
- 3 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。
- 4 本業務の実施に際し、発注職員及び第三者の車両・建物・備品その他の財産等に損害を与えた場合は、直ちに発注職員に通知するとともに、発注職員の指示に従い必要な措置を行うこととし、必要な費用は発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き受注者の負担とする。
- 5 業務の実施に際しては、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定）別記22-5に定める判断の基準を遵守すること。

## 第2 業務の内容等

- 1 業務の対象となる車両は仕様書別紙1のとおりとし、行う整備等の内容は、契約書第9条第1項に定める発注書により発注職員が別途定める。  
また、仕様書別紙1に示す車検・点検関係の整備項目の詳細については、仕様書別紙2のとおりとする。
- 2 受注者の整備工場等への回送は、発注職員が特に指示した場合を除き受注者が行うこと。
- 3 引き取り日、整備の日時、履行期限等については、発注の都度、発注職員と契約書第7条第1項に定める業務責任者が協議の上、発注職員が決定する。  
整備車両については、仕様書別紙3に示す車庫所在地より車両を引き取り、点検・検査実施後、発注書に定める履行期限までに返還すること。  
ただし、軽微な整備等については、発注職員と協議の上、車庫等において実施することも可能とする。
- 4 交換部品については、メーカー純正品又はメーカーが指定する規格と品質を有しているものを使用すること。
- 5 整備等に伴い廃棄物等の発生品がある場合は、発注職員が特に発注職員への引き渡しを指示した場合を除き、受注者の負担により適正に処分すること。
- 6 検査、自動車損害賠償責任保険料（法定料金）の納付、自動車重量税（税金）の納付等は一切の手続は受注者が行うものとし、必要な費用は受注者の負担とする。  
ただし、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は発注者が第4により負担するものとする。

## 第3 発注

- 1 発注職員は、車両の整備等を請求する場合は、契約書第9条第1項に定める発注書を業務

責任者に交付するものとする。

- 2 業務責任者は、車両の点検を行った結果、発注職員の指定した整備項目及び部品等の交換等について必要がないと判断される場合、若しくは発注職員の指定した部品以外の部品について整備・交換等が必要であると判断した場合は、当該部品の整備・部品の交換等を行う前に発注職員に協議し、その指示を受けなければならない。
- 3 発注職員は、前項により協議を受けた場合において、発注職員が整備項目及び当該部品の交換等が不要若しくは必要と判断した場合は、第5項の場合を除き、発注内容の変更を行うものとする。
- 4 前項の場合において、発注職員が発注書において定めた履行期限内に整備等を完了することが困難であると認められるときは、契約書第14条に定めるところにより履行期限を変更するものとする。
- 5 受注者は点検作業中に契約に定めのない修理、部品交換が必要となる場合は、発注職員と協議の上、修理、交換を行うものとする。

#### 第4 自動車損害賠償責任保険料（法定料金）及び自動車重量税（税金）の扱い

車検時に必要となる自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税は、月単位ごとの車検点検実施前に受注者が所要額を発注者に所定の請求書（別紙様式第2-1号）により請求し、請求金額の受領を確認した後で行うこととする。

なお契約期間中に自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税の改正等に伴い、金額の変更があった場合は、改定後の金額を請求するものとする。

#### 第5 請負代金の計算

- 1 整備等に要する部品等の代金の計算は、発注職員が依頼した整備等について、契約書別紙に定める単価を乗じて行うものとする。ただし、契約書別紙に定めのない部品等については、契約書第13条により協議の上決定する。
- 2 請負代金の計算に際しては、第1項に定める金額を1台毎に算定し合計した上で、消費税及び地方消費税の率を乗じ1円未満の端数が生じた場合は当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 第1項中、車両の回送に要する費用については、原則として発注者等が車両を引き渡した場所から受注者の整備工場までの往復のみを計上するものとし、その他の車両の移動については、発注職員が特に特定の場所への移動を指示した場合を除き計上しない。  
また、受注者の都合により整備等の途中において車両をいったん発注職員へ返却する場合の移動についても計上しないものとする。
- 4 第1項中、現場作業の費用については、上記第2第3項ただし書きによる車庫等での軽微な作業のため、受注者が移動する整備工場から車庫等への往復のみを計上するものとし、第3項と同じくその他の移動等については計上しないものとする。
- 5 前2項における発注職員が特に特定の場所への移動若しくは作業を指示した場合は、契約書第13条により協議の上決定する。

#### 第6 検査、請求、支払

- 1 業務責任者は、上記第3第1項による発注書で発注職員が依頼した整備及び必要な手続等

が完了する都度、以下に定める関係書類（（2）以下は該当がある場合のみ）等により発注者等の確認を受けるものとし、契約書第10条第1項に定める作業報告書（別紙様式第1号）に1ヶ月単位の整備内容等を取りまとめし、発注書を添えて発注者に通知しなければならない。

また、契約書第13条第3項の打合せの結果、修理、部品交換を行った整備についても同様とする。

（1）整備記録簿

（2）自動車検査証

（3）自動車損害賠償責任保険証明書

2 代金の請求及び支払いについては、契約書第10条第2項の検査が完了した後に行うものとし、受注者は所定の請求書(別紙様式第2-2号)をもって請求するものとする。

## 第7 保証

受注者は、契約書第10条第2項に定める検査に合格した日から起算して6ヶ月が経過する日若しくは走行距離が10,000kmに達した日のいずれか早い日までの間、受注者負担により整備等の内容について保証しなければならない。

## 第8 その他

1 本業務にかかる履行場所は令和6年4月1日現在の状況であり、名称、場所数について変更する場合がある。

2 業務の対象となる車両については、事情により増減する場合がある。

仕様書別紙 1

整理番号	部署	車種等									自動車重量税			自賠責	車検・点検関係				備考 (整備と の往復 回数)
		車番	メーカー	車両名称	型式	車台番号	原動機 型式	駆動方式	登録年月日	車検満了日	エコカー 減税対象車	特別措置等	自動車重量税	自賠責保険	車検(24ヶ月) ・保安確認検査及 び付加作業	車検(12ヶ月) ・保安確認検査及 び付加作業	12ヶ月点検・付加作業	6ヶ月点検・付加作業	
1	滋賀	滋賀400た8057	日産	A Dバン	DBF-VY12	VY12-132090	HR15	2WD	平成24年06月18日	令和6年06月17日	○	エコカー	6,600	12,850	△	○			1
2	滋賀	滋賀400た3494	日産	A Dバン	DBF-VY12	VY12-073125	HR15	2WD	平成22年07月23日	令和6年07月22日		その他	8,200	12,850	△	○			1
3	滋賀	滋賀400た3495	日産	A Dバン	DBF-VZNY12	VZNY12-007334	HR16	4WD	平成22年07月23日	令和6年07月22日		その他	8,200	12,850	△	○			1
4	滋賀	滋賀400た5787	トヨタ	プロボックス	DBE-NCP51V	NCP51-0262577	1NZ	2WD	平成23年07月15日	令和6年07月14日		その他	8,200	12,850	△	○			1
5	滋賀	滋賀480け4577	三菱	ミニキャブバン	GBD-U62V	U62V-1603802	3G83	4WD	平成23年07月28日	令和7年07月27日		その他			△	○			1
6	滋賀	滋賀480こ3281	スズキ	アルトバン	HBD-HA25V	HA25V-740342	K6A	4WD	平成24年06月20日	令和6年06月19日		その他	6,600	17,540	○	△			1
7	滋賀	滋賀400つ2634	日産	A Dバン	DBF-VZNY12	VZNY12-042303	HR16	4WD	平成25年12月12日	令和6年12月11日		その他			△			○	1
8	滋賀	滋賀400て396	日産	A Dバン	DBF-VY12	VY12-131833	HR15	2WD	平成24年06月14日	令和6年06月13日	○	エコカー	6,600	12,850	△	○			1

※あくまでも予定数量であり、数量を保証するものではありません。

仕様書別紙2

車検等発注時整備項目一覧

6ヶ月点検	12ヶ月点検	車検（12ヶ月）	車検（24ヶ月）
基本点検	1年点検・基本点検	1年点検・基本点検	2年点検・基本点検
—	—	保安確認検査	保安確認検査
※付加作業			
—	①下廻り塗装	①下廻り塗装	①下廻り塗装
—	②ヘッドライト調整	②ヘッドライト調整	②ヘッドライト調整
—	③フロント及びリヤ・ブレーキ清掃	③フロント及びリヤ・ブレーキ清掃	③フロント及びリヤ・ブレーキ清掃
—	④エンジン、下廻り洗浄	④エンジン、下廻り洗浄	④エンジン、下廻り洗浄
—	⑤日常点検	⑤日常点検	⑤日常点検
—	⑥Vベルト全数調整	⑥Vベルト全数調整	⑥Vベルト全数調整
—	⑦オイルフィルタ取替	⑦オイルフィルタ取替	⑦オイルフィルタ取替
⑧エンジンオイル取替	⑧エンジンオイル取替	⑧エンジンオイル取替	⑧エンジンオイル取替
—	⑨バッテリー比重測定/電解液補充	⑨バッテリー比重測定/電解液補充	⑨バッテリー比重測定/電解液補充
—	⑩ステアリング調整	⑩ステアリング調整	⑩ステアリング調整
—	⑪パーキングブレーキ調整	⑪パーキングブレーキ調整	⑪パーキングブレーキ調整
—	⑫クラッチの遊び調整（MT車のみ）	⑫クラッチの遊び調整（MT車のみ）	⑫クラッチの遊び調整（MT車のみ）
—	⑬ワイパーブレードゴム取替	⑬ワイパーブレードゴム取替	⑬ワイパーブレードゴム取替
—	⑭ウインドウォッシャー液補充	⑭ウインドウォッシャー液補充	⑭ウインドウォッシャー液補充
—	⑮エンジン冷却液 補充	⑮エンジン冷却液 補充	⑮エンジン冷却液 補充
—	⑯スキャンツールによるダイアグ・コードの読み取り・消去	⑯スキャンツールによるダイアグ・コードの読み取り・消去	⑯スキャンツールによるダイアグ・コードの読み取り・消去

仕様書別紙3

契約者（契約担当官等）及び車庫所在地一覧

番号	契約者	契約者住所	該当官署	車庫所在地
1	支出負担行為担当官 近畿農政局長	京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	近畿農政局滋賀県拠点	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎 地階

(別紙様式第1号)

(請負者用)

令和 年 月 日

# 作業報告書

近畿農政局長 殿

(担当員)

---

下記のとおり作業したので納入する。

発注番号			
車種		登録番号	
発注年月日		納期	
引渡年月日		引渡場所	
納入年月日		納入場所	
単価契約	修繕概要		
	修繕金額(A)		
単価契約外	修繕概要		
	修繕金額(B)		
合計 (A+B)			

(別紙様式第2-1号)

請 求 書

令和 年 月 日

近 畿 農 政 局 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和6年度 近畿農政局滋賀県拠点車両整備等請負業務（単価契約）にかかる自動車損害賠償責任保険料（法定料金）及び自動車重量税（税金）について、以下のとおり御請求します。

請 求 金 額

車両登録番号	自動車重量税	自賠責保険料	合計	備考
合計				



(別紙様式第2-2号)

請 求 書

令和 年 月 日

近 畿 農 政 局 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

令和6年度近畿農政局滋賀県拠点車両整備等請負業務（単価契約）にかかる請負代  
金について、下記のとおり御請求します。

請 求 金 額

《単価契約》

発注書番号	発注金額	備考
小計		

《単価契約外》

発注書番号	金額	備考
小計		

計		
消費税及び地方消費税		
合 計		